

ダイバーシティとくしま新時代！「混ざり合う社会」応援事業補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、社会の多様化が進む中、人口減少や労働力不足といった課題の克服や、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが持てる力を最大限に発揮して活躍できる「ダイバーシティ社会」の推進が不可欠であるため、第2条の規定により選定された事業実施主体が行うダイバーシティの観点を取り入れ、特に優れた地域の居場所作りの活動等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（事業実施主体）

第2条 事業実施主体は、ダイバーシティの観点を取り入れた先駆的な活動等に取り組む団体等として、別記1に規定する公募等の手続きにより選定された者とする。

（補助対象経費等）

第3条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 前項に規定する補助対象経費については、県が交付する本事業以外の補助金において補助対象経費としたものを除くものとする。

（補助金交付の申請）

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第4号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 申請者の概要がわかる書類
- (4) 見積書、仕様書及びカタログ等
- (5) その他事業計画の説明上必要と認める書類

- 3 規則第3条の知事が定める期日は、別記1に規定する県が行うクラウドファンディングの開始日までとする。

（補助金交付の決定等）

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、関係書類の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定を通知するものとする。

- 2 知事は、補助金交付の申請があった場合は、別記1に規定する寄附金の額を加える前の補助金額の範囲内において、交付決定を通知するものとする。

（補助金への交付の条件）

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業者は、補助対象事業の進捗状況報告、成果となる取組の情報発信等、寄附者が事業に対して継続的に関心を持つための工夫を行うものとする。
- (2) 補助事業者は、提供を受けた個人情報の取り扱いについて、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (3) 補助事業者は、県が実施するダイバーシティとくしま新時代!「混ざり合う社会」応援事業に係る活動に参画するよう努めるものとする。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- 一 区分に基づき配分された額を変更しても、補助金交付の目的の達成に支障がないと認められるもの
 - 二 各区分間の20パーセントを超えない配分の変更であるもの
- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、次に掲げるとおりとする。
- 一 当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるもの
 - 二 補助金の交付の目的及び補助事業の能率に関係のない事業計画の細部の変更であるもの

(変更の承認の申請等)

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を、次の関係書類と併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更(中止・廃止)事業計画書(様式第6号)
- (2) 変更収支計画書(様式第7号)
- (3) その他、変更(中止・廃止)の説明上必要と認める書類

(交付予定額の通知)

第9条 知事は、別記1に規定する寄附金の募集が完了したときは、速やかに追加交付する補助金の予定額を算定し、補助事業者に対して、当該交付予定額を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた補助事業者は、その必要がある場合には規則第5条に規定するところにより、知事の承認を受ける手続きを行うものとする。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業遂行状況報告書(様式第8号)の提出を求めるものとする。

(実績報告書等)

第11条 規則第11条の規定による実績報告書は、様式第9号とする。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 収支を明らかにした帳簿類及び領収書等対象経費の支払いが確認できる書類
- (4) 事業実施が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と定める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付の決定のあった年度の2月28日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（補助金の請求）

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第12号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第13条 知事は、補助事業者に対し、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第14条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、別記1に規定する寄附金の募集が完了する前に、交付決定額の範囲で概算払により交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払請求理由書（様式第13号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（立入検査等）

第15条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があると認めたときは、補助事業者に報告させ、又は県職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の経理）

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（書類の保管等）

第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度の翌年度から起

算して5年間、当該補助事業に係る事業状況及び収益状況等に関する書類を保管するとともに、知事の求めに応じ、事業状況及び収益状況等に関する報告書を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告に係る書類について当該報告を行った日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

別記1

公 募 等 の 手 続 き

(募集等)

- 1 第2条に規定する公募の応募条件等については、ダイバーシティとくしま新時代!「混ざり合う社会」応援事業募集要項(以下「募集要項」という。)において別に定める。
- 2 ダイバーシティとくしま新時代!「混ざり合う社会」応援事業に申請する者(以下「申請者」という。)は、前項の募集要項に定める期日までに、次の書類を知事に提出するものとする。
 - (1) ダイバーシティとくしま新時代!「混ざり合う社会」応援事業企画提案書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第2号)
 - (3) 収支計画書(様式第3号)

(事業実施主体の審査)

- 3 知事は、前項に規定する企画提案書の提出があった場合、ダイバーシティとくしま新時代!「混ざり合う社会」応援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を開催し、その意見を聞いた上で、申請者に審査結果を文書により通知する。
- 4 審査委員会の運営については、別に定める。

(寄附金の募集等)

- 5 知事は、第5条第1項の規定により交付決定を受けた事業実施主体が実施する事業について、その概要を徳島県の指定するクラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトに一定期間掲載し、寄附を募るものとする。
- 6 事業実施主体は、前項の寄附金の募集に必要な資料及び関連するデータ(画像等を含む。)を県に提供することとする。なお、インターネットサイトに掲載された内容等に関する紛争及びトラブル等の一切の責任は、事業実施主体が負うものとする。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 補助事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、ダイバーシティとくしま新時代！「混ざり合う社会」応援事業（以下「当事業」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 補助事業者は、寄附者に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当事業が終了した後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 補助事業者は、寄附者への事業報告等を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により提供を受けなければならない。

(適正管理)

第4条 補助事業者は、当事業に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 補助事業者は、当事業に関して知り得た個人情報を、目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、知事が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 補助事業者は、当事業の個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、知事が承諾したときは、この限りでない。

(従事者への周知)

第7条 補助事業者は、当事業に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第8条 知事は、補助事業者が当事業を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、当事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに知事に報告し、知事の指示に従うものとする。

別 表

1 補助対象経費

団体等が行う特に優れた地域の居場所作りに要する経費
(消費税及び地方消費税の額を除く。)

<賃借料等>	
借上費	車両借上料、通信機器レンタル料、什器レンタル料等
会場費	会場使用料(付帯設備費を含む。)、会場設営費、 会場撤去費等
運搬費	運搬費、送料等
<旅費・報償費等>	
旅費	国内交通費、宿泊費(飲食に係る経費を除く。)
報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、指導謝金等
<雑役務費・消耗品費等>	
雑役務費	広告宣伝費、印刷製本費、傷害保険料等
消耗品費	消耗品費等
通信費	通信費、郵送料等
<その他>	
委託費	専門機関への調査依頼等に係る委託費

2 補助金の額

補助対象経費の1/2以内の額(上限25万円)に、県がクラウドファンディングにより収納した寄附金額を基に、県が各補助事業者について算定した額(上限25万円)を加算した額とする。